

平成30年第2回 輪島市農業委員会 定例総会 議事録

1 会議の日時及び場所

(1) 日 時 平成30年2月23日(金) 午前10時00分から

(2) 場 所 輪島市役所4階 第1会議室

2 招集者 輪島市農業委員会 会長 向面 正一

3 会議に出欠席した委員数及び氏名等

(1) 出席委員 11名

1番 坂下 正幸	(欠席)	15番 森山 博
2番 石倉 稔	(欠席)	(欠席)
(欠席)	(欠席)	17番 田上 正男
4番 山本 秀夫	11番 山崎 覺治	
5番 森谷 正美	(欠席)	
6番 安 津久人	13番 東 克芳	
7番 向面 正一	14番 大宮 正	

(2) 欠席委員

3番 谷内 吉夫 8番 田中 喜義 9番 新澤 晟

10番 岩坂 一明 16番 新谷 義治

4 会議に出席した事務局職員

事務局長 坂下 正浩 事務局員 坂出 和彦

5 傍聴者 0人

6 会議に付議した議件

- (1) 議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (3) 議案第6号 農業経営基盤強化法第18条の規定による決定について
- (4) 議案第7号 輪島農業振興地域整備計画の変更について
- (5) 議案第8号 農地法第3条第2項第5号の別段の面積について
- (6) 議案第9号 農地利用最適化推進委員候補者評価委員会設置規程について

7 報告事項

- (1) 報告第4号 農地法第3条の3の規定による届出について
- (2) 報告第5号 農地法第18条の規定による届出について
- (3) 報告第6号 農地法制限除外の届出について

8 議事

開会 10:00 閉会 11:32

事務局長	それでは定刻となりましたので会長よろしく申し上げます。
議長	それでは開会いたします。 ただ今の出席委員は、11名であります。農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定に基づき、在任委員の過半数に達しておりますので、第2回輪島市農業委員会定例総会を開会いたします。
議長	会期についてお諮りいたします。会期を本日1日といたしたいと思えます。これに、ご異議ありませんか。 (「異議なし」との声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、会期を本日1日といたします。
議長	議事録署名委員を指名いたします。 議席番号17番 田上 正男 委員 及び 議席番号1番 坂下 正幸 委員の両委員を指名いたします。
議長	議案の提案をいたします。 市長より提出のあった【議案第4号】の農地法第3条の規定による申請について議題といたします。事務局、説明をお願いします。
事務局	議案書2ページをご覧ください。議案第4号の農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認についてです。今月は1件です。 【議案第4号、1番を議案書をもとに朗読】 合計1筆76㎡で内訳は田が76㎡です。全ての申請について農地法第3条第2号各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えております。以上です。

議 長	<p>それでは申請番号 1 番について地区担当委員議席番号 1 7 番 田上 正男委員よりご意見をお願いいたします。</p>
田上委員	<p>改めておはようございます。1 7 番の田上です。今ほど説明がありました。3 回ほど足を運んだんですがなかなか譲渡人に会えず昨日の夕方ようやく会えました。現地もその前に確認し聞き取りを行いました。現地は地図の通りでテラーが置いてありました。耕作者数については家族でありました。譲渡人については家族に病気がちの方がいるため管理が難しく譲受人には以前より耕作を行っていた経緯もあり贈与することとなりました。何ら問題はないかと思えます。報告は以上です。</p>
議 長	<p>それではこれより質疑を許します。</p>
各 委 員	<p>(意見・質疑なし)</p>
議 長	<p>質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。 【議案第 4 号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>(「異議なし」との声あり)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。 よって【議案第 4 号】は、原案どおり可決決定いたします。 次に市長より提出のあった【議案第 5 号】の農地法第 5 条の規定による申請について議題といたします。事務局、説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議案書 5 ページをご覧ください。議案第 5 号の農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認についてです。今月は 2 件です。</p> <p>【議案第 5 号、1 番から 2 番を議案書をもとに朗読】</p> <p>合計 2 筆 593 m²で内訳は田が 330 m²で畑が 263 m²です。 なお、1 番については申請地の 500m 以内に公共施設が 2 施設あること</p>

	<p>に加え申請地に接する道路に上下水道が敷設されている事、その道路が4m以上であることから第3種農地であると判断し原則許可と考えます。また2番については用途地域が定められている（第二種住居地域）ことから第3種農地であり原則許可であります。以上です。</p>
事務局	<p>それでは申請番号1番と2番について地区担当委員議席番号1番 坂下正幸 委員よりご意見をお願いいたします。</p>
坂下委員	<p>おはようございます。1番坂下です。写真のとおり皆さんに見ていただいたとおりです。21日の朝に石倉運営委員、谷内運営委員、事務局、八木行政書士、私で現地調査を行いました。八木さんの話では平成町の大通りが出来たときに区画整理を行いなっております。申請地のところだけが空いており両側は家に挟まれているので、所有者が変更しても何ら影響はありません。</p> <p>次に小伊勢町の件ですが持ち主の方から説明を受けました。半分は今回の申請でもう半分は後で申請が出るような事でした。申請地の周りには5軒ほど住宅があり、申請地の道路を挟んだ所にも住宅が建っています。申請地の残りについては田や畑に使用するようには見えませんでしたので持ち主が変わろうと問題はないと思います。周りも家が建っており影響はありません。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございます。それではこれより質疑を許します。</p>
各委員	<p>（意見・質疑なし）</p>
議長	<p>それでは質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。</p> <p>【議案第5号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>（「異議なし」との声あり）</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって【議案第5号】は、原案どおり可決決定いたします。</p> <p>次に市長より提出のあった【議案第6号】の農用地利用配分計画の決定</p>

について議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事務局 議案書別紙をご覧ください。議案第 6 号の利用権設定各筆明細です。今月は 18 件です。

【議案第 6 号、1 番から 18 番を議案書をもとに朗読】

機構への貸付については 144 筆 192,833 m²で全て水稻です。なお、機構への貸付については、門前地区が〇〇、町野町徳成谷内、北円山、麦生野が〇〇、その他が〇〇です。また集積円滑化団体経由については 51 筆 38,212 m²でこちらも全て水稻です。以上です。

議長 それではこれより質疑を許します。

各委員 (意見・質疑なし)

議長 質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。

【議案第 6 号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。

各委員 (「異議なし」との声あり)

議長 ご異議なしと認めます。

よって**【議案第 6 号】**は、原案どおり可決決定いたします。

次に市長より提出のあった**【議案第 7 号】**の農用地利用配分計画の決定について議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事務局 議案書 23 ページをご覧ください。議案第 7 号の輪島農業振興地域整備計画の変更についてです。

【議案第 7 号、計画変更の概要を議案書をもとに説明】

農用地区域からの除外については 2 筆 665 m²でどちらについても住宅用地としての除外です。どちらも他に候補地が無いことからやむを得ない

	<p>ものと考えております。</p> <p>また、農用地区域への編入については町野町〇〇ほか 6 筆 3,122 m²で中山間地域等直接支払制度及び多面的機能支払制度の対象農用地とするためです。以上です。</p>
議 長	<p>それではこれより質疑を許します。</p>
議 長	<p>質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。</p> <p>【議案第 7 号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>(「異議なし」との声あり)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって【議案第 7 号】は、原案どおり可決決定いたします。</p> <p>次に市長より提出のあった【議案第 8 号】の農地法第 3 条第 2 項第 5 号の別段の面積の設定について議題といたします。事務局、説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議案書 29 ページをご覧ください。議案第 8 号の空き家に付随する農地の農地法第 3 条第 2 項第 5 号の別段面積の取扱基準です。</p> <p>【議案第 8 号、別段面積の変更内容について説明】</p> <p>別段面積については、空き家データベースに登録されている空き家に付随する農地で事前に登録を行った農地です。なお、登録にあたり地区の生産組合長の同意や営農計画書空き家データベースに登録されている事などを確認するものです。また、許可後には 5 年間利用状況報告を行う事となっております。</p>
議 長	<p>それではこれより質疑を許します。</p>
石倉委員	<p>空き家で登録されているのは何軒くらいですか。</p>

事務局	詳しい数は把握していませんが 50~100 くらいだと思います。
大宮委員	ざいごの方で登録している人はいないんじゃないですか。
事務局	少ないと思いますが郊外でも無いことはありませんで、昨年三井の方で売買があったと聞いております。ただし全ての空き家が登録できるかという事と登録してもいいと考えない方もいますが今後は増えると思います。
大宮委員	年に 1~2 回使うので話がつぶれたり、登録していても消えていくという話も聞いています。
坂下委員	登録するにはトイレを新品にするとか風呂を変えるとか条件があるのですか。
事務局	登録の時には無いようですが、借受希望の方の希望もありますので、そのあたりに兼ね合いかと思います。あくまで情報提供ですので、実際に売買にいたるまでには現地の確認などいろいろな条件があると思っております。
東 委員	市の助成があるかと思いますが。
大宮委員	家を改造するためにはいろいろあるかと思います。
東 委員	自分の集落で 20 年ほど空いていた空き家に練馬区から子供を 3 人つれて 4 月から来たいといってるんですが、何年間いないといけないとか条件があるんですか。家を直してすぐいなくなってもダメでしょうし。
田上委員	各市町いろんな事業をやっておるわね。
大宮委員	空き家ベースに載っていない場合はどうするんですか。
事務局	今回につきましては空き家に附属したものとしていますが、大宮委員さんのおっしゃっている件については今後の課題となります。個別に相談

	<p>がありましたら対応したいと思います。</p>
議 長	<p>ほかにございませんか。質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。</p> <p>【議案第 8 号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>（「異議なし」との声あり）</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって【議案第 8 号】は、原案どおり可決決定いたします。</p> <p>次に市長より提出のあった【議案第 9 号】の農地利用最適化推進委員候補者評価委員会設置規程について議題といたします。事務局、説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議案書別紙をご覧ください。議案第 9 号の農地利用最適化推進委員候補者評価委員会設置規程についてです。</p> <p>【議案第 9 号、規程の概要を議案書をもとに説明】</p> <p>平成 30 年 8 月より新体制に移行するにあたり推進委員を農業委員会で委嘱することになりますが、推進委員の候補者を選定する際に候補者評価委員会を設置するための規程となります。委員長は会長とし、その他の委員には職務代理、農業委員から数名を委員とする案となっております。ここで評価した後に決定する事となります。</p>
議 長	<p>それではこれより質疑を許します。</p>
議 長	<p>質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。</p> <p>【議案第 9 号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>（「異議なし」との声あり）</p>

議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって【議案第 9 号】は、原案どおり可決決定いたします。</p> <p>次に【報告第 4 号】の農地法第 3 条の 3 の規定による届出を受け付けましたので、事務局、説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>議案書 32 ページをお開きください。報告第 4 号農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出についてです。今月は 2 件です。</p> <p>【議案書にもとづいて、農地の相続の届出の内容を朗読】</p> <p>以上合計 15 筆 3,430.61 m²で内訳は田が 3,346 m²、畑が 84.61 m²です。</p>
議 長	<p>それではこれより質疑を許します。</p>
各 委 員	<p>(意見・質疑なし)</p>
議 長	<p>質疑がないようですのでそれでは【報告第 4 号】を終わります。</p> <p>次に【報告第 5 号】の農地法第 18 条の規定による合意解約通知を受け付けましたので、事務局、説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>議案書別紙をお開きください。報告第 5 号農地法第 18 条の規定による合意解約通知についてです。今月は 3 件です。</p> <p>【議案書にもとづいて、合意解約通知の内容を朗読】</p> <p>以上合計 5 筆 10,525 m²で内訳は田が 10,525 m²です。</p>
議 長	<p>それではこれより質疑を許します。</p>
各 委 員	<p>(意見・質疑なし)</p>
議 長	<p>質疑がないようですのでそれでは【報告第 5 号】を終わります。</p> <p>次に【報告第 6 号】の農地法の適用を受けない土地の証明願を受け付けましたので、事務局、説明をお願いいたします。</p>

事務局	<p>議案書 35 ページをお開きください。報告第 6 号農地法施行規則該当転用届についてです。今月は 1 件です。</p> <p>【議案書にもとづいて、制限除外の届出の内容を朗読】</p> <p>以上合計 1 筆 9 m²で内訳は畑が 9 m²です。以上です。</p>
議長	<p>それでは、申請番号 1 番について地区担当委員議席番号 1 番 坂下 正幸委員よりご意見をお願いいたします。</p>
坂下委員	<p>坂下です。議案書が届いてから 20 日に現地を確認してきました。先日の大雪でおおよその場所を確認してきました。雪のため杭などは見れませんでしたでしたが、施設が建ったとしても電柱者車の通行などに支障が無いことを確認してきました。以上です。</p>
議長	<p>それではこれより質疑を許します。</p>
各委員	<p>(意見・質疑なし)</p>
議長	<p>質疑がないようですのでそれでは【報告第 6 号】を終わります。 以上をもちまして、総会の議事は全部議了いたしました。</p>
石倉委員	<p>事務局にお願いがあるのですが、現地確認をした際に不法投棄的なものを見ましたので、今回の件については坂下委員から注意をされるとの事でしたが、それ以外の場合の手続き的なものを教えて下さい。農地パトロールも行っている事もありますので、見た以上はそのままと言う事も出来ませんので農業委員会としてどこまでどう対応するか、しなければいけないのか、次回でも結構ですので流れを教えてください。</p>
坂下委員	<p>私からも一言。今回の現地確認の後に業者の所へ行き、一つも知らなかったのがコンクリ殻だけでもかたづけないとダメやと言ひ、必ず警告書はくるぞと伝えてきましたので送って欲しいと思います。</p>

大宮委員	環境対策課でも農地だけではなくて不法投棄のパトロールをやっている ので、その辺とも連携しては。
石倉委員	山田の自然荒廃はしかたないとしても、人為的なものはそれなりの対応 が必要だと思います。
安 委員	以前、松本会長の時は何回も現場も見てきたし、警告書もしました。
事務局	農地改良などの後も含めて、対応など確認の上、来月報告します。
議 長	「いしかわ農業委員活動1・1・1運動」については山崎委員より報告 をお願いします。
山崎委員	(「1・1・1運動」の活動報告)
議 長	それでは第2回 輪島市農業委員会 定例総会を閉会いたします。 どうもご苦労さまでした。

平成30年2月23日

以上、議事の概要を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

記 録

輪島市農業委員会会長

署 名 委 員 17 番

署 名 委 員 1 番
